

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報を取り扱う事業者たる〇〇株式会社（以下「会社」という。）における個人情報の正確性及び安全性の確保、個人情報の秘密保持に関する従業員の責務並びに個人情報を取り扱う受託処理に関する措置等を講ずることにより、個人情報の適正管理を継続的に維持し、その品質を向上させることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者…事業を営む法人その他団体又は個人をいう。
- (2) 従業員…次の者を総称したものをいう。
  - ① 会社の役員
  - ② 会社に使用されている従業員
  - ③ 会社の指揮監督を受ける派遣労働者等
- (3) 個人情報…生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（②の個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - ② 個人情報の保護に関する法律施行令第1条で定める個人識別符号（指紋認識データ、顔認識データ、個人番号、旅券番号、免許証番号等が該当する。）が含まれるもの
- (4) 個人情報保護管理者…代表者によって会社の内部から指名された者であつて、この規程に定める安全管理体制の構築及びその運用に関する責任及び権限を有する者をいう。
- (5) 個人情報保護監査責任者…代表者によって会社の内部から指名された者であつて、公平、かつ、客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任及び権限を有する者をいう。
- (6) 事務取扱担当者…個人情報保護管理者によって選任され、個人情報保護管理者を補助し、それぞれの部署若しくは事業所ごとに、又は個人情報の種別ごとに、個人情報保護の取得から廃棄に至るまでの各プロセスにおける取扱いと安全管理

措置等の業務を遂行する者をいう。

- (7) 個人情報処理担当者…事務取扱担当者のうち、個人情報のコンピュータへの入力・出力、修正・削除、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票等の保管・管理等を専門に行う担当者をいう。
- (8) 個人情報データベース等…個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。
  - ① 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - ② ①に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理、分類し、目次、索引、符号等を付すことによって特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (9) 個人データ…個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

<規定例 1：個人情報保護法に基づく定義を使用>

- (10) 保有個人データ…事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって 6 か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。ただし、次に掲げるものを除くものとする。
  - ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
  - ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

<規定例 2：JISQ15001 に準拠する場合は次の定義を使用>

- (11) 開示対象個人情報…個人情報データベース等を構成する個人情報であって、事業者が本人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めのすべてに応じることができる権限を有するものをいう。
- (12) 本人…個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (13) 本人の同意…本人が、個人情報の取扱いに関する情報を与えられたうえで、自己に関する個人情報の取扱いについて承諾する意思表示をいう。なお、本人が子